

厚生財団

財団法人 新潟県教職員厚生財団 TEL.025(228)3581
 〒951-8516 新潟市中央区東中通1-86-73 FAX.025(224)8830
 URL http://www.koseizaidan.or.jp
 E-mail info@koseizaidan.or.jp

KOSEIZ Aidan

新潟県の文化財シリーズ

毎年5月から11月に開催される「牛の角突き」。滝沢馬琴の「南総里見八犬伝」にも紹介され、その起源は千年前ともいわれています。1トンを超える巨牛が、角を突き合わせ激しくぶつかり合う姿はもとより、勝負づけをしない山古志では、それを分ける勢子たちの勇姿も必見です。昭和53年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けた山古志の伝統行事です。



理事長 野村 昭 宣

明けましておめでとうございます。団員の皆様には、新しい年を迎えられ、希望に満ちた新たな気持ちでスタートされたことと拝察しております。

昨年、アメリカから端を発した金融危機が、世界に大きく波及し混迷した経済状況が続いています。日本では、日銀が利下げに踏み切った影響で、各金融機関の預貯金の金利が軒並み下がりました。この経済変動に国がどんな有効策を講じるのか、大に関心あります。今は希望の持てる年になってほしいと願わずにはいられません。

さて、私ども財団にとりましては、公益法人制度改革に伴う新しい取り組みが始まる年明けです。関連する新3法が、昨年12月1日から施行されました。これによって、当財団は、「特例民法法人」として一般財団法人に位置付けられ、現状に準じた運用が平成25年11月30日まで保障されています。この間に、県に設置された「公益認定等委員会」に申請し、認定又は認可を得て登記を完了すれば、その時点から新しい法人としてスタートします。

この取り組みについては、広報紙等で情報提供してまいります。基本的な姿勢として、団員の皆様に不利益が生じないようにすること、そしてこれまでの歴史と伝統を守り、発展できることを大前提にしていきます。今後、検討委員会を設立し、多方面から意見を聴取するとともに、これからの方向や申請方法、及び時期等を検討してまいります。

昨今の教育を取り巻く経済環境は全く良くなりません。このような状況下でも、日々子どもたちのために精励しておられる皆様方に、心から敬意を表します。私たち役員一同、皆様方をより一層応援できますよう新たな気持ちで、次年度の事業計画策定に取り組んでまいります。これからも変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。



■ 牛の角突きの習俗 国指定重要無形民俗文化財

写真提供
文
資料提供

長岡市山古志支所
長岡市山古志支所
長岡市立阪之上小学校長

地域振興課 様
地域振興課 様
高橋 幸雄 様

「新潟県民のための教育・文化活動」

平成20年度 助成事業のお知らせ

新潟県の教育振興に寄与している団体及び事業への支援活動を行っています。

今年度は普通事業助成の枠を拡大して、より多くの団体から身近な活動にお役立ていただくことができました。

事業助成

特別事業助成

平成20年度全国中学校体育大会夏季大会
 関東甲信越放送・視聴覚教育研究大会新潟大会
 平成20年度北信越地区高等学校PTA連合会研究大会新潟大会
 平成20年度全国定時制通信制高等学校校長会北信越ブロック会議
 第26回全国高等学校定時制通信制教頭協会北信越支部研究協議会
 平成20年度関東甲信越地区盲学校弁論大会
 第50回北信越盲学校野球大会
 第52回北陸地区聾学校親善体育大会
 第44回新潟県小中学校教頭会研究大会

8事業

665万円

普通事業助成

伝統文化・芸術の継承活動
 サークル活動等

新設

子どもの健全育成をめざした地域の 伝統文化・芸術の継承活動

21団体

103万円

複数校の教職員で構成する研究・研修を目的とした サークル活動

34サークル

158万円

普通事業助成

財団が後援する事業
 財団支部が主催・共催・後援する事業

長岡支部 長岡市三島郡学校教育研究協議会
 三条支部 ふるさと絵画コンクール
 新発田支部 新発田市立学校教育研究協議会講演会
 十日町支部 十日町市・津南町小中学校PTA研究集会
 見附支部 見附市学校教育研究協議会夏季研修講座
 村上支部 学校支援地域本部事業・郷会会議「親子観劇会」
 燕支部 燕市西蒲原郡小学校教育研究会「教育講演会」
 五泉支部 五泉市小学校音楽交歓会
 佐渡支部 佐渡市小・中学校音楽発表会
 魚沼支部 魚沼市・川口町教育振興会「教育講演会」
 南魚沼支部 南魚沼郡市小中学校PTA連絡協議会「講演会」
 南蒲原支部 田上町教育研究協議会夏季全体研修会
 東蒲原支部 阿賀町教職員研修会講演会
 中魚沼支部 津南町小学生ミニコンサート
 高等学校支部 第22回新潟県高等学校総合文化祭美術・工芸・書道展

15事業

150万円

団体助成

新潟県小学校長会	新潟県中学校長会	新潟県小中学校教頭会
新潟県高等学校長協会	新潟県小学校教育研究会	新潟県中学校教育研究会
新潟県高等学校教育研究会	新潟県特別支援教育研究会	新潟県特別支援学校長研究会
新潟県公立小・中・養護学校事務職員研究会	新潟県小学校体育連盟	新潟県中学校体育連盟
新潟県高等学校体育連盟	新潟県養護学校体育連盟	新潟県高等学校文化連盟
新潟県N I E 推進協議会	新潟県同和教育研究協議会	新潟県学校視聴覚教育連絡協議会
新潟県教職員組合	新潟県家庭科研究会	新潟県学校家庭クラブ連盟
新潟県特別支援教育研究会下越大会実行委員会	上越地区特別支援教育研究大会上越市南部大会実行委員会	中越地区特別支援教育研究大会長岡大会実行委員会

24団体

620万円

みなさまの事業・活動の取り組みをご紹介します



▲平成20年度全国中学校体育大会夏季大会
 全国中学校バスケットボール大会開会式
 (写真提供：倶スポーツフォトネットワーク)



▲燕支部 燕市西蒲原郡小学校教育研究会
 講演会 『みずさんのおいしいまなざし』
 ～「私とあなた」から「あなたと私」へ～



▲中越地区理科教育研究会
 講師による講話の様子

「公益法人制度改革」に伴う「教職員厚生財団」の対応 その1

1 制度改革の背景

新潟県教職員厚生財団は、新潟県小学校教員互助会として大正3年1月25日に発足しました。爾来、今日まで多くの先人のたゆまぬ努力と団員の協力によって、今日の安定した運営と財団に対する信頼感を築きあげることが出来ました。それが今、全国25,000の公益法人とともに「公益法人制度改革」という大きな転換期に立つことになりました。

この制度改革の目的は、民間の非営利部門の活動の健全な発展を促し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の問題点を解決することとされております。

2 これまでどおりの運営のできる移行期間

今年の12月1日に公益法人制度改革の新法が施行され、私たちは「特例民法法人」となりました。

これまで私たちの厚生財団は、民法34条により「非営利の法人として、また公益性を有する財団法人」として、税制上の優遇措置を受けながら教職員の福利厚生事業を進めてきました。今後は新法に基づいて新たな法人形態を決めていくこととなります。

具体的には、平成25年11月30日までの5年間の移行期間が設定されましたが、その期間中に、

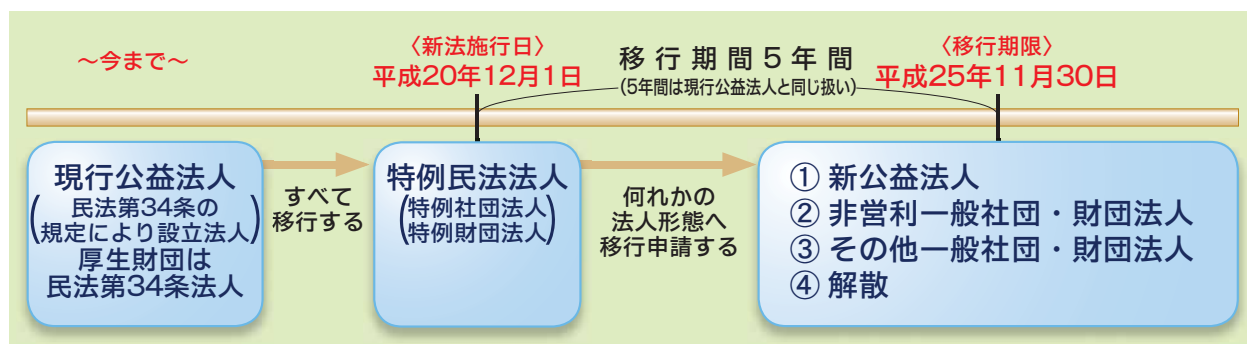
- ①「新公益法人」 ②「非営利一般社団法人・一般財団法人」
③「その他一般社団法人・一般財団法人」 ④「解散」

という4つの中からどれかを選択するということです。これらの選択の際、特に現在視野に入れているのは、上記の①②のことと考えております。

- ① これまでと同じ新公益法人を選択するか。
- ② 非営利一般社団（財団）法人を選択をするか。

現在の状況からすると、この2つのどちらかの法人形態を選択することが、団員の皆様からはもっともご理解を得られると受け止めています。

今後、どの法人形態を選択するかは、財団設立の本旨や団員に不利益が生じないこと等を大前提にして決定していきたいと考えています。



3 法人形態の認可・認定の基準

公益法人として認可・認定される主な基準の一つに、その法人の事業活動のうち公益目的事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者、つまり団員以外の方を対象とする利益の増進に寄与する事業）が総事業の実施費用で50%以上とならなければならないという基準があります。

ひるがえって、当財団が行っている事業は、団員の積立金が財源ですから当然、団員のみを対象とした相互扶助、福利厚生事業がほとんどです。このような活動は「共益」事業といわれ、新法によると公益目的事業から除かれております。したがって、当財団が現在の組織のままで、現状の事業を継続することをもって新公益法人の認定を受けることは極めて厳しいといわざるを得ません。このことから、②の一般法人への移行についても検討を進める必要があると考えております。

4 今後の取り組み

当財団では、検討委員会を立ち上げ、関係機関からの情報収集を密にしながら平成20年度決算後の財務状況を精密に検討してまいります。その後、理事会・評議員会で審議・承認をいただいた後、「公益認定等委員会」に申請し、その後登記をしていきたいと考えているところです。

厚生財団からのお願い

監査法人による残高照会 積立金・貸付金

外部監査を委託している「新日本有限責任監査法人」より、監査の際の客観的資料として、積立金及び貸付金の各種残高についての確認を一部の団員の方々にお願いいたします。

実施(回答)先

新日本有限責任監査法人

実施時期

2月

対象者

現職・継続団員の中から無作為に抽出

確認書類

重要『払込金・残高明細書(払込金のお知らせ)』

12・1月分を大切に保管しておいてください！

回答までの流れ

①2月初旬に対象の団員へ監査法人から回答用紙を送付

②12・1月分の『払込金・残高明細書』と回答用紙の明細に相違点がないかを確認

③必要箇所を記入・捺印のうえ、回答用紙を2部とも監査法人へ返送

決算にかかわる財務諸表の確認に必要な書類となりますので
監査法人への回答にご理解とご協力をお願いします

給料月額と積立月額の報告 積立金

毎年、現職団員の皆様の給料月額と積立月額について、「積立金明細書」によりご報告いただいております。個人情報保護対策として、積立金明細書は各団員からご記入いただきますので手続きをお願いいたします。

手続き方法

厚生財団から1月にお送りする「積立金明細書」に1月の給料月額と積立月額(規定額以上)を記入して、**2月10日(火)**までに各所属所の厚生財団係様へ提出してください。

規定額

$$\text{給料月額(教職調整額・調整額を含む)} \times \frac{1}{100} \text{ (100円未満は100円に切上げ)} + 800\text{円}$$

積立月額

○積立月額の変更は**3月**請求分からです。

○規定額を下回ってのお申込みの場合は、自動的に規定額を積立月額に変更させていただきます。

給料月額・積立月額をお知らせください

月賦返済の追加控除について 貸付金

貸付金の月賦返済に追加控除の制度を**新設**しました。

追加控除

毎月の返済月額に任意の金額を上乗せして、厚生財団から請求を出します。これによりお申し込み時より早く完済することが可能となります。

例えば

●返済の払込額を毎月2万円にしたい。
返済月額 8,785円 + **追加控除** 11,215円 → 請求額 20,000円

●今の返済月額より1万円上乗せしたい。
返済月額 7,397円 + **追加控除** 10,000円 → 請求額 17,397円

申込方法

希望する追加控除額を電話(025-228-3581)にてご連絡ください。

注意点

○お申込みいただいた翌月から追加控除の請求が毎月出ます。

○追加控除は単年度内のみ有効です。年度末(3月請求後)に追加控除は自動的にクリアされますので、引き続き希望する場合は再度お申込みが必要です。

○控除追加分の入金、内入返済として取扱います。毎月お送りしている『払込金・残高明細書(払込金のお知らせ)』にてご確認ください。

ゆうちょ銀行の取り扱い

平成21年1月からゆうちょ銀行と他の金融機関との相互間での振込サービスが開始されました。

送金口座に

特別厚生費や貸付金の受け取りにゆうちょ銀行の口座を指定できるようになりました。

事前に店番・預金種目・口座番号をご確認ください。

1. 通帳にて確認する方法

ゆうちょ銀行の窓口にて通帳に振込用口座番号を印字してもらえます。

2. 電話で調べる方法

☎0120-253811(自動音声案内)

3. インターネットで調べる方法

URL: <https://www.jp-bank.japanpost.jp/cgi-bin/kouza.cgi>

年度末に退職される皆様へ

～ 継続団員を希望される皆様は必読です！～

退団の手続き

①・②に該当する方は必ず、「**厚生資金積立金払戻請求書 兼 継続団員申込書**」を提出してください。

①年度末に退職される方 ②異動などにより教育関係以外の知事部局・病院局へ転出される方
所定の書式は2月に各所属所へお送りします。

提出期限…平成21年3月31日(火)

積立金を払い戻します！

現職時に毎月積立していただいた厚生資金積立金を、払戻請求書のご指定口座へ振り込みます。

厚生資金積立金払戻金の送金日……平成21年4月30日(木)

(払戻金額の通知書は平成21年4月20日頃にご本人宛へお送りします。)

貸付金の清算

各種貸付金の残金がある場合は、厚生資金積立金から差引清算をします。不足金が生じた場合は、不足金額をご本人に通知しますので退職金受領後、直ちにお払い込みください。

保険料のお預かり

三井生命の保険に加入している場合は、移行期のため4月分の保険料を厚生資金積立金からお預かりして、三井生命に支払います。

継続団員制度のご案内

退職後も希望される方は継続して団員になることができます。

加入資格：在団期間が25年以上で、退職後も新潟県内に在住される方。

積立金：入団時に130万円以上を積み立てていただきます。

(在職時の積立金から振替入金します。)

◆入団手続き…「**厚生資金積立金払戻請求書 兼 継続団員申込書**」の「**継続団員申込書**」欄に積立金金額を記入して提出してください。

◆申込期限…**平成21年3月31日(火)** 厳守

加入状況／3,174名 (12月末現在)

20年度新規加入者／195名

特典

- ① 普通厚生費と特別厚生費を贈与します。
- ② 積立金の範囲内で生活資金貸付金をご利用いただけます。
- ③ 教職員手帳(ポケット版)をお届けします。
- ④ 継続団員連絡会にご招待します。(往復交通費支給)
- ⑤ 総合健診(人間ドック)受診のあっせん補助をします。

退職者の保険料の取り扱い (5月以降)

	継続団員に加入の方 保険料は登録口座から振り替えます。	継続団員に加入されなかった方
三井生命普通保険	団体扱いで満期まで継続できます。 (賞与払いを除く)	個人扱いに変わります。 今後の手続きについては三井生命より連絡があります。
教職員年金制度	満60歳まで継続できます。 (賞与払いを除く)	○掛金の支払について 継続できません。 ○掛金(年金積立金)の受け取りについて 今まで積み立ててきた掛金をお受け取りいただきます。 一時金や年金で受け取る方法があります。詳細については、三井生命より連絡があります。

退職者への特別厚生費の贈与

永年団員祝金 1万円～6万円 平成8年度までの入団者は経過期間の合計分を一括して退職時に贈与

在団年数10年以上	10,000円	20年以上	20,000円	25年以上	30,000円
30年以上	40,000円	35年以上	50,000円	40年以上	60,000円

ただし、今年度より対象となった平成9年度からの入団者は、現職時に各在団年数で**1万円ずつ**贈与されるため退職時には贈与されません。来年度は平成10年度入団者が該当します。

結婚祝金

5万円

退団後3か月以内に結婚(入籍)されたとき、本人から請求(また、ご両人が団員であれば、それぞれの方からご請求いただけます。)

退職を祝う会のご案内

20年度末退職された方で在団期間25年以上の方が対象です。

上越地区 … 6月11日(木)	や す ね	前回参加者数 28名／出席率 36.8%
中越地区 … 6月18日(木)	長岡グランドホテル	60名／ 37.7%
下越地区 … 6月25日(木)	ホテルイタリア軒	141名／ 44.3%

今年度も「継続団員連絡会」を盛大に開催することができました



総勢1,082名もの多くの皆様からご参加いただきまして、本当にありがとうございました。
(また、ご要望のありました「当日のお料理メニュー」を次回から用意いたします。ご意見ありがとうございました。)

教職員手帳をご愛用ください

『現職団員の皆様へ…登録・申し込みについて』

毎年度、希望される現職団員の方に教職員手帳のポケット版かB5版(ダイアリー)のどちらかを贈呈しております。

また、教職員手帳は希望登録制です。変更がなければ毎年同じ手帳をお贈りいたします。変更の場合は、手帳内に刷り込んである「教職員手帳の申込票」によりご連絡ください。

※継続団員の皆様は、全員にポケット版の手帳をお贈りしております。ご了承ください。



団員の方々から「コンパクトで収納に重宝しています」「日記代わりに毎日活用しています」など、お礼の言葉をたくさんいただきました。大変ありがとうございました。

大腸がん・肺がん検診あっせん中!! (期間：平成20年11月から平成21年3月まで)

健康管理の重要性を考え、団員の皆様を対象に補助を行っております。

ご自宅からの郵送で簡単に受診できます。詳しくは『平成20年度「大腸がん・肺がん」検診のご案内』をご覧ください。

(現職団員の方には、昨年10月に各所属所へ、また継続団員の方には、継続団員連絡会の際(欠席の方)はご自宅へ郵送)にお配りいたしました。

検 査 項 目		検 診 料
大腸がん 検診	便潜血検査	通常 1,600円 → 400円 のところで受診できます
	喀痰細胞診	3,150円 → 1,650円
肺がん 検診	ヘリカルCT	10,500円 → 6,500円
	喀痰細胞診とヘリカルCT	13,650円 → 9,650円

謹賀新年 今年もよろしくお祈いします

『短期払』新登場!

定期保険M

その
特徴

保険料の短期払で、万一の場合に備える保障とともに将来の資産づくりが可能!

※商品内容の詳細は、定期保険-M商品パンフレット、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。



厚生財団皆様のご要望におこたえし、団員様おひとりおひとりの生活設計のお手伝いをさせていただきます。

弊社の担当職員がご訪問させていただいた折には、お気軽にお声をお掛け下さい。

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町1-2-3
TEL 03-3211-6111 (大代表)
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

・新潟支社

・長岡支社

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-10 三井生命ビル8F
TEL 025-243-6877
〒940-0066 長岡市東坂之上町2-1-1 三井生命長岡ビル9F
TEL 0258-33-6673

短期払とは
保険期間より
保険料払込期間が
短い契約の
ことです。



おかげさまで
好評発売中!

こたえる健康
バクトルX

B-20-634(H20.11)

使用期限 H21.3

----- キリトリ線 -----

■厚生財団へのご意見・ご要望・ご提言を郵送またはFAXでお聞かせください。

FAX先:025-224-8830